

御代田町まちづくり事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民自らが創意工夫し企画したまちづくり事業に対し支援することにより、活動団体の自立促進を図るため当該活動に要する経費に対し、予算の範囲内で支援金を交付することについて御代田町補助金等交付規則（昭和50年御代田町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象団体)

第2条 支援金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者5人以上で構成する団体
- (2) 政治活動、宗教活動、営利活動、反社会的活動等を目的としない団体

(支援対象事業)

第3条 支援金の対象となる活動は、町内において申請年度に完了するもので、住民が主体で行うまちづくりの活動のうち、次の各号に掲げる要件を備えた事業とする。

- (1) 不特定多数の者の利益につながる事業（公共性）
- (2) 地域住民が協働し、コミュニティの形成ができる事業（協調性）
- (3) 独自の発想や新たな視点による事業（独創性）
- (4) 波及効果や新たな展開が期待できる事業（発展性）
- (5) 計画や費用に実現性・継続性が期待できる事業（実現性・継続性）
- (6) 他の補助を受けていない事業

(支援金の対象経費及び補助率)

第4条 支援金の交付の対象となる経費は、前条に規定する活動の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、支援金の対象経費としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する謝礼
- (5) 政治活動、宗教活動、営利活動、反社会的活動等を目的とする事業経費

3 補助率は、対象経費の2分の1以内とする。

(支援金の限度額等)

第5条 支援金は、1回につき20万円を限度とする。

2 支援金は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。

3 支援金の交付は、1団体につき2回とする。

(活動の募集)

第6条 活動の募集は、年1回とし、応募しようとする団体は、御代田町まちづくり事業計画書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(支援対象事業の選考及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による応募があったときは、まちづくり事業支援金選定委員会の意見をもとに選考し、選考結果を御代田町まちづくり事業選考結果通知書(様式第2号)により、当該応募団体に通知するものとする。

(支援金の交付申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する申請書は、御代田町まちづくり事業支援金交付申請書(様式第3号)により提出するものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、町長が別に定める。

(支援金の交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条の規定により申請を受け、支援金を交付することが適当であると認めるときは支援金の交付を決定し、御代田町まちづくり事業支援金交付決定通知書(様式第4号)により前条の申請書を提出した者に通知するものとする。

(支援金の概算払)

第10条 前条の規定により支援金交付決定通知書の通知を受けとった者(以下「支援金交付決定者」という。)が、規則第12条の規定による概算払を受けようとするときは、御代田町まちづくり事業支援金概算払請求書(様式第5号)により提出するものとする。

(支援事業の内容の変更等)

第11条 支援金交付決定者が、事業内容の変更又は廃止をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提出をもって行うものとする。

(1) 支援事業の内容を変更しようとするとき(対象経費の20パーセント以内の変更を除く。)御代田町まちづくり事業支援金変更承認申請書(様式第6号)

(2) 支援事業を廃止しようとするとき 御代田町まちづくり事業支援金交付廃止承認申請書(様式第7号)

(事前着手)

第12条 交付対象事業は、支援金の交付決定前に着手することはできない。ただし、事業の性質から事業の実施時期が年度当初に限

定される場合その他町長がやむをえない事由があると認めた場合は、この限りではない。

- 2 支援対象団体は、前項ただし書きに該当する場合には、御代田町まちづくり事業支援金事前着手届（様式第 8 号）を町長に提出するものとする。

（実績報告）

第 13 条 規則第 13 条に規定する実績報告書は、御代田町まちづくり事業支援金実績報告書（様式第 9 号）により提出するものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、支援事業の完了した日から起算して 15 日を経過した日又は支援金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

（支援金の額の確定）

第 14 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、支援金等交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、支援金の額を確定し、御代田町まちづくり事業支援金確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（支援金の交付請求）

第 15 条 支援対象事業者は、支援金の交付を請求しようとするときは、御代田町まちづくり事業支援金交付請求書（様式第 11 号）により、確定通知を受理した日から 10 日以内に提出するものとする。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

御代田町まちづくり事業支援金事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御代田町まちづくり事業支援金交付要綱（平成23年御代田町告示第 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象としない活動)

第2条 要綱第2条及び第3条の規定により対象としない団体及び事業は、次のとおりとする。

- (1) 政治、商行為など特定の目的のある団体
- (2) 宗教に深く関わりのある団体
- (3) 反社会的な団体
- (4) 団体が継続的に行っている定着したイベント、行事等で本事業の助成がなくとも所期の目的をおおむね達成できる事業
- (5) 備品などの購入が主となる事業
- (6) その他町長が適当でないと認めた団体及び事業

(対象経費等)

第3条 要綱第4条第1項に定める経費は、謝金・賃金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料、原材料購入費とする。

2 要綱第4条第2項に掲げる支援金の対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 事務所の家賃や光熱水費等
- (2) 加入団体への会費、経常業務を行う事務局員の人件費等
- (3) 会議の茶菓子代、懇親会費等
- (4) 講座開催時等に会員が講師となった場合の謝礼

(関係書類の提出について)

第4条 要綱に定めるもののほか、必要な様式は、次のとおりとする。

- (1) 団体調書（様式1）
- (2) 構成員名簿（様式2）
- (3) 団体の規約又は会則、前年度収支決算書並びに当該年度の収支予算書

(選考の方法等)

第5条 町長は、要綱第7条の規定による選考に当たっては、活動団体からの聞き取りを行い、調書を作成してまちづくり事業支援金選定委員会の意見をもとに選考するものとする。

2 町長は、選考した事業について事業概要を公表するものとする。

(まちづくり事業支援金選定委員会)

第6条 まちづくり事業支援金選定委員会の委員は、次の各号に定めるところ

による。

- (1) 御代田町町議会議員の代表者
- (2) 御代田町区長会の代表者
- (3) 御代田町商工会の代表者
- (4) 御代田町社会福祉協議会の代表者
- (5) 御代田町産業経済課長
- (6) 御代田町企画財政課長

2 委員の任期は2年とする。

3 まちづくり事業支援金選定委員会に会長を置く。

4 会長は、互選によって定める。

5 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

7 まちづくり事業支援金選定委員会は町長が招集し、会長が議長となる。

8 まちづくり事業支援金選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(概算払の額)

第7条 要綱第10条の規定による概算払の額は、交付決定額の10分の5以内とする。

(交付額の変更)

第8条 町長は、支援金を減額して交付決定をした場合、支援金の交付を辞退する団体があるときは、予算の範囲内においてすでに交付決定した交付額の変更をすることができる。

(支援金の会計処理)

第9条 会計処理に当たっては、原則として団体の口座を設けるとともに、帳簿により適正な管理及び執行に務め、団体の監査委員の監査を受けるものとする。

(庶務)

第10条 御代田町まちづくり事業支援金に関する庶務は、企画財政課企画係において処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

御代田町まちづくり事業支援金選定委員会運営に関する内規

(趣旨)

第1 この内規は、御代田町まちづくり事業支援金選定委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3 委員会は町長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第4 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第5 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この内規は、平成23年8月1日から施行する。